

# 有家川

1	漁業権番号	内共第1号(有家川)						
2	漁場の区域	基点第1号と基点第1号の2を結ぶ線から上流の有家川本流及びその支流の区域(九戸郡洋野町大野と中野境から上流の区域を除く。) 基点第1号 九戸郡洋野町有家第8地割72番地有家漁港コンクリート導流堤の標識 基点第1号の2 九戸郡洋野町中野第2地割59番地箱石の標識						
3	遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	有家川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
基点第1号と基点第1号の2を結ぶ線から上流300メートルまでの間の区域 基点第1号 九戸郡洋野町有家第8地割72番地有家漁港コンクリート導流堤の標識 基点第1号の2 九戸郡洋野町中野第2地割59番地箱石の標識			1月1日から12月31日まで					
(3) 全長の制限	名称			禁止に係る全長				
やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル以下					
いわな			〃					
4	遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
		一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらます いわな	餌釣り 擬餌釣り	円 500	円 4,000	組合事務所及び指定販売所
		遊漁券販売所	名称	電話番号	名称	電話番号		
		組合事務所	0194-75-3611	有家川さけ・ますふ化場	0194-67-2980			
		ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、300円を加算した額とする。						
5	遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。						